

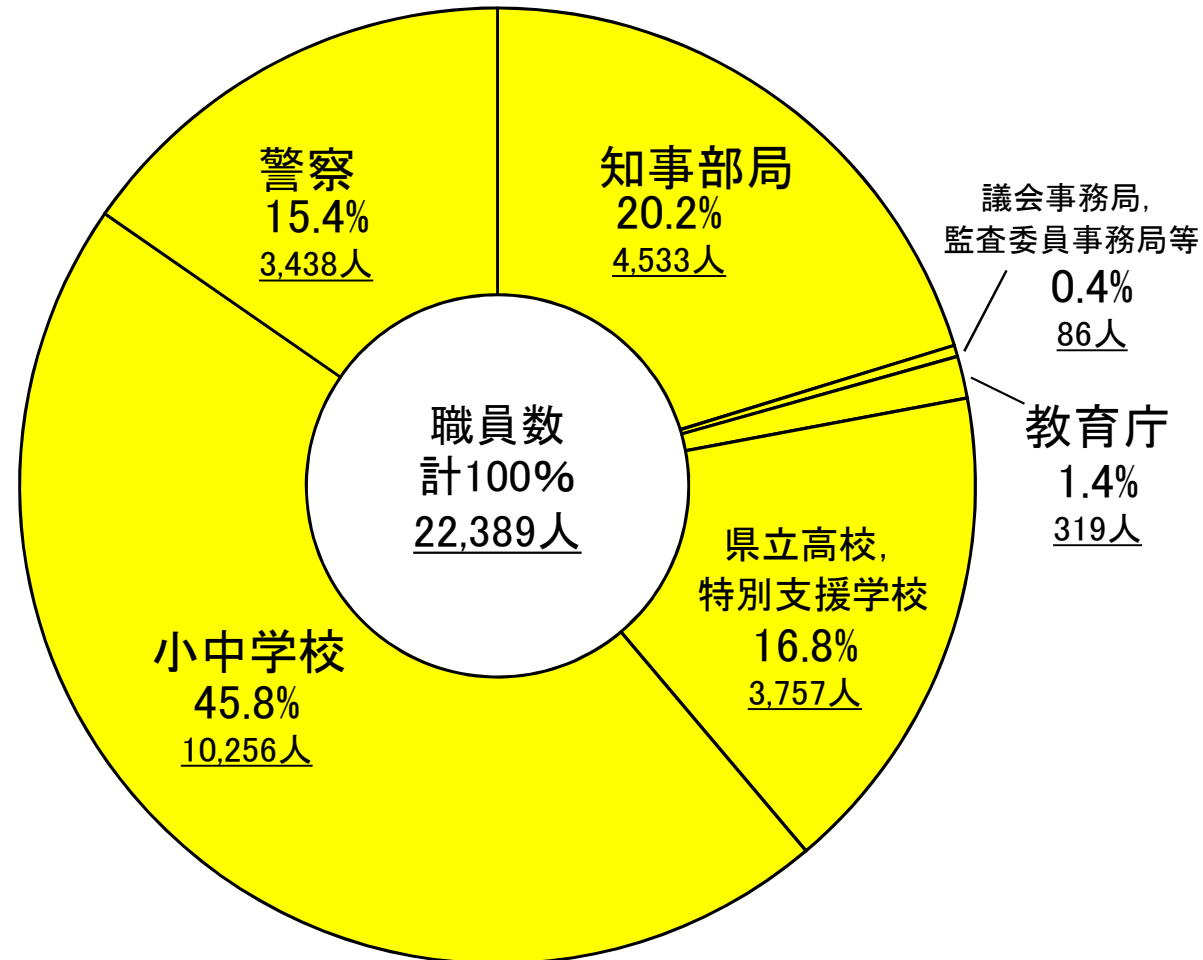
本年の勧告のポイント

令和4年10月
鹿児島県人事委員会

① 給与勧告の対象職員

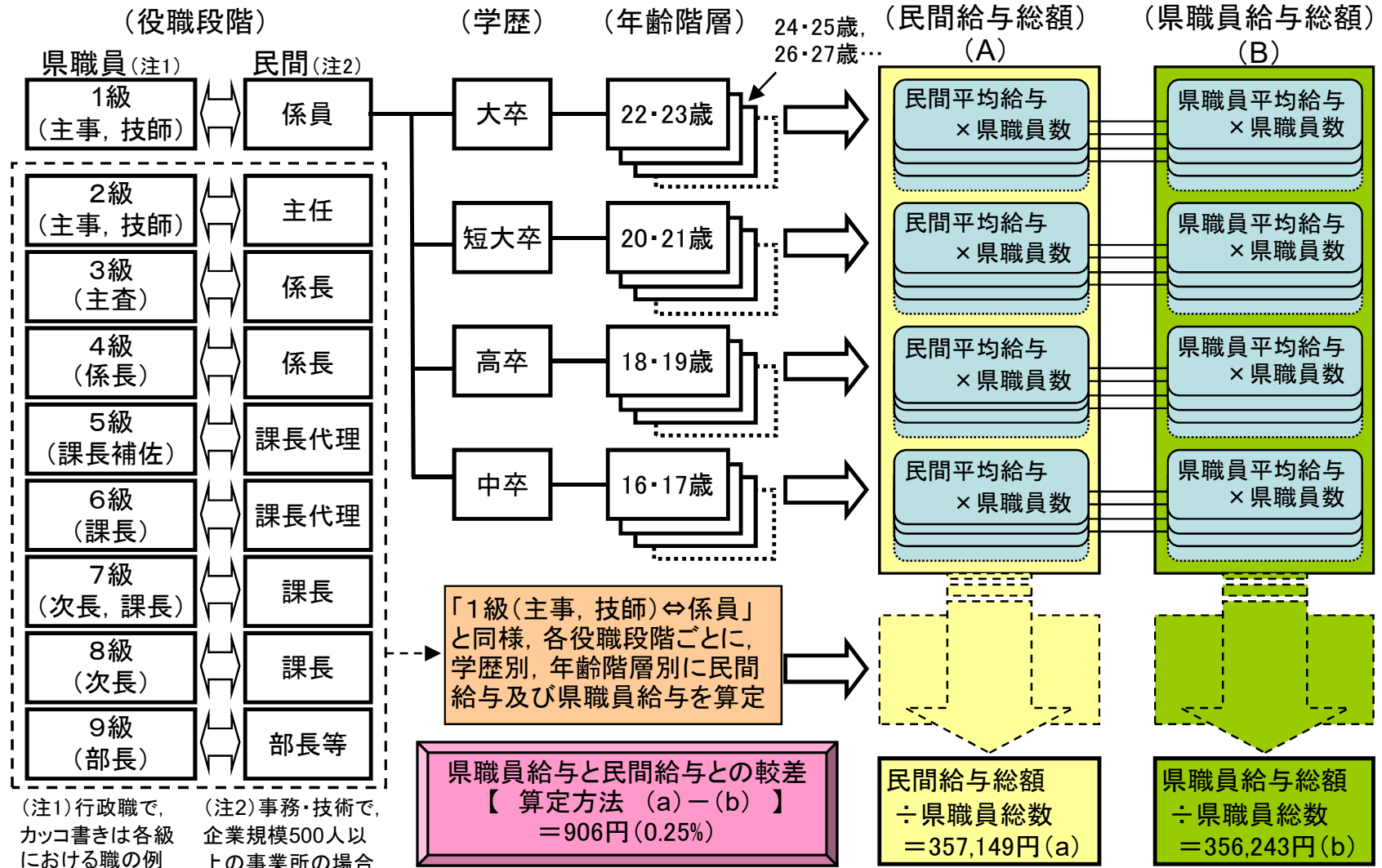
本年の人事委員会の給与勧告の対象となる職員は、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。
(企業職員、現業職員及び特別職の職員は対象外)

(注)下表の職員数には、再任用職員等は含まれていません。



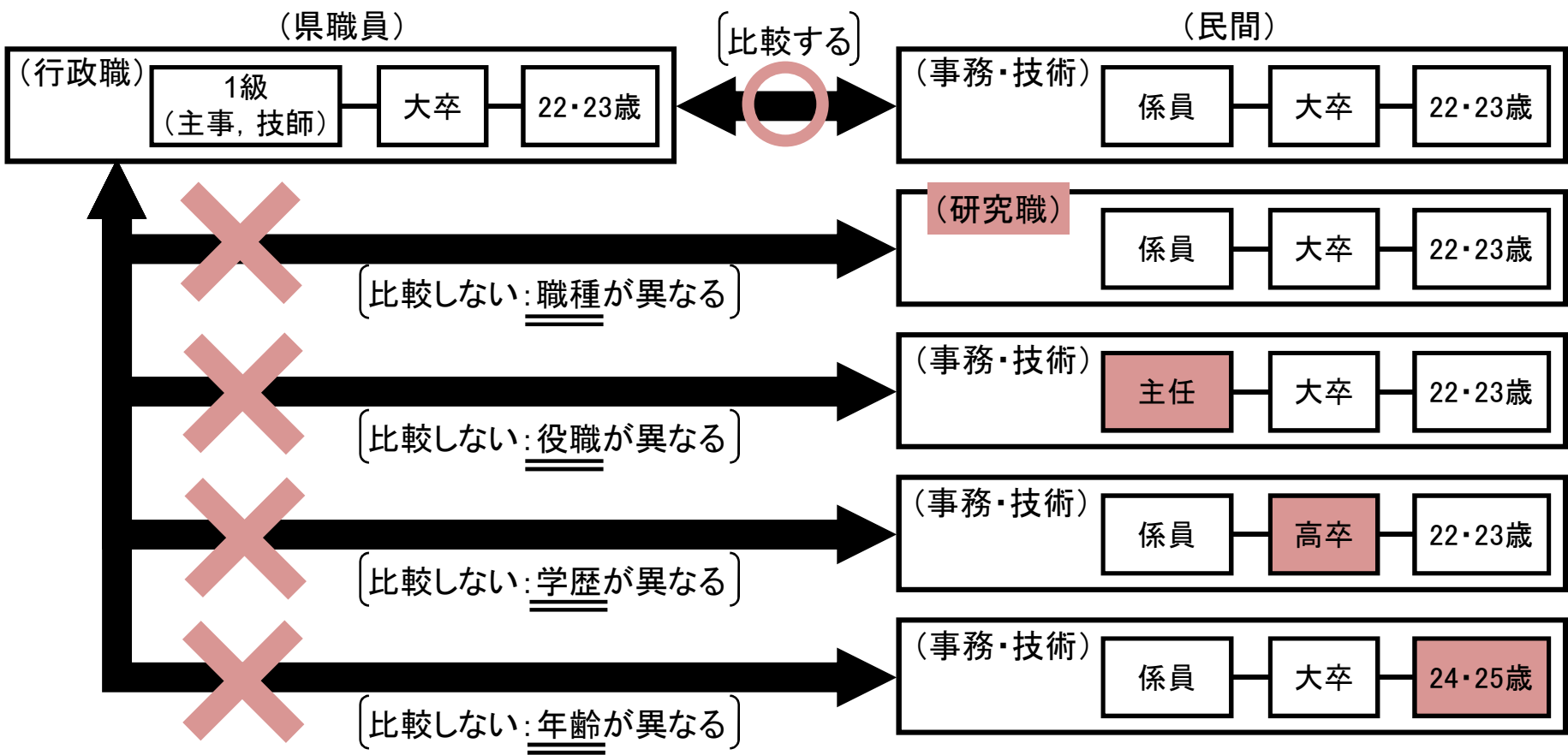
② 県職員給与と民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた給与総額(A)、(B)を算出し、これを県職員数で除した平均給与額(a)、(b)の水準を比較しています。



③ ラスパイレス比較の方法(職種, 役職, 学歴, 年齢が同等の者を比較)

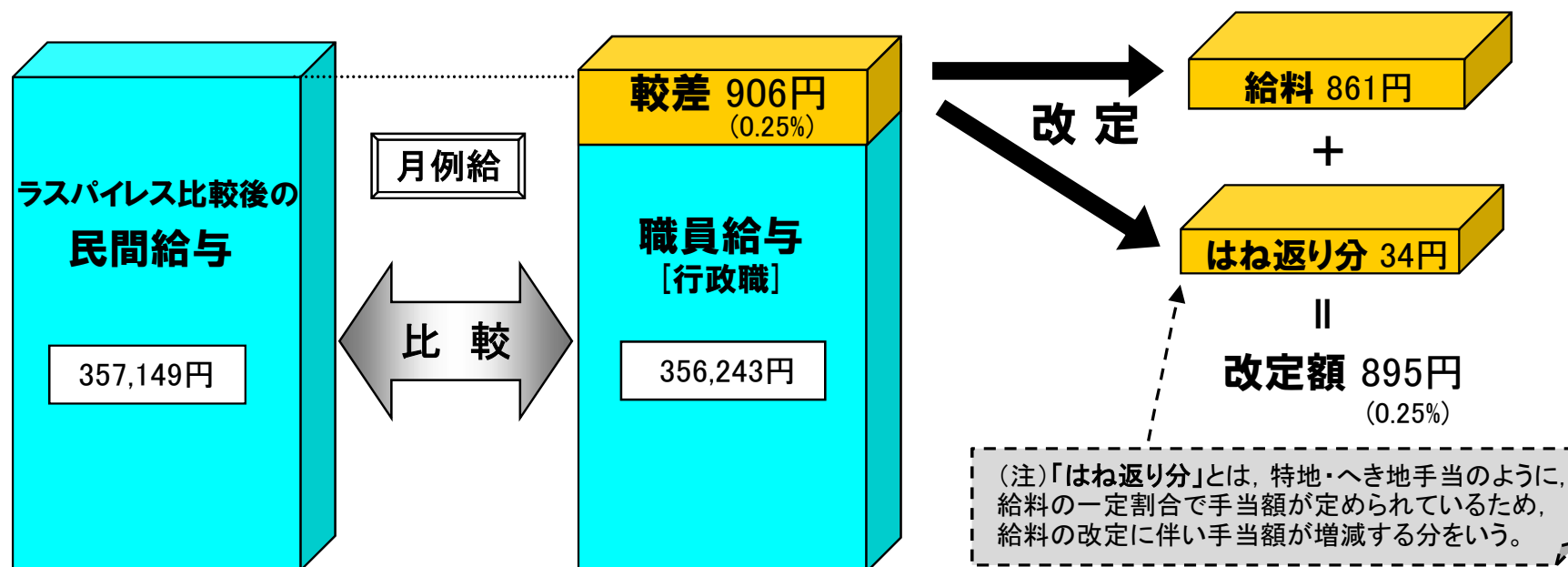
ラスパイレス比較では, 職種, 役職, 学歴, 年齢が同等の県職員と民間従業員の平均給与を比較します。



④ 民間給与との較差(公民較差)に基づく給与改定

月例給

本年の民間給与との較差 906円 (0.25%) を踏まえ、以下のとおり、月例給の引上げ改定を行うこととしました。



特別給(ボーナス)

・ 民間の支給割合(4.39月分)を踏まえ、職員の現行の支給月数(4.30月)を0.10月引き上げ、4.40月に改定することとしました。

⑤ 本年の給与改定のポイント

本年の給与改定

1 給料表

- ・ 行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率(100分の100.28)を乗じた給料表に改定
- ・ その他の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定

2 期末手当・勤勉手当

- ・ 民間の支給割合(4.39月分)との均衡を図るため、職員の現行の支給月数(4.30月)を0.10月分引き上げ、4.40月に改定
- ・ 引上げ分は勤勉手当に配分(本年度は12月の勤勉手当を0.10月分引上げ)

3 実施時期

- ・ 令和4年4月1日(ただし、2の勤勉手当の引上げは、令和4年12月1日)

[平均年間給与の増加額] 約4.9万円(0.85%)

※行政職平均

[年間給与費の増加額] 約11.1億円

※年間給与費＝勧告対象職員の年間給与費総額

⑥ 最近の給与勧告の状況(行政職関係)

区 分	月例給	特別給(ボーナス)		勧告による平均年間給与の増減	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成24年	—	3.95月	—	—	—
平成25年	—	3.95月	—	—	—
平成26年	0.21 %	4.10月	0.15月	69 千円	1.15 %
平成27年	0.10 %	4.20月	0.10月	43 千円	0.71 %
平成28年	0.21 %	4.30月	0.10月	49 千円	0.82 %
平成29年	0.14 %	4.40月	0.10月	45 千円	0.74 %
平成30年	0.14 %	4.45月	0.05月	27 千円	0.44 %
令和元年	0.11 %	4.50月	0.05月	24 千円	0.40 %
令和2年	—	4.45月	△0.05月	△18 千円	△0.31 %
令和3年	—	4.30月	△0.15月	△54 千円	△0.92 %
令和4年	0.25 %	4.40月	0.10月	49 千円	0.85 %

⑦ 最近の給与水準（行政職関係）

区分	平均年齢	平均年間給与〔改定後〕		ラスパイレス指数 〔給料の月額〕 国＝100		特例条例による 給料月額の減額措置		
			（減額措置後）	（総務省発表）	参考値	課長級 以上	一般 職員	若年層
平成24年	44.2歳	6,086千円	6,033千円	104.6	96.7	6%	2%	0%
平成25年	44.4歳	6,044千円	5,841千円	105.8	97.7	10%	6%	4%
平成26年	44.4歳	6,063千円		97.2	—			
平成27年	44.4歳	6,055千円		97.0	—			
平成28年	44.4歳	6,044千円		96.8	—			
平成29年	44.2歳	6,035千円		96.8	—			
平成30年	44.0歳	6,019千円		96.6	—			
令和元年	43.7歳	5,990千円		96.2	—			
令和2年	43.3歳	5,928千円		96.2	—			
令和3年	43.2歳	5,833千円		96.2	—			
令和4年	42.9歳	5,843千円		年末公表見込				

※ 平成24年の（減額措置後）は、給与の減額措置の9月末廃止を勘案して算定。

※ 平成25年の（減額措置後）は、給与の減額措置の7月からの実施を勘案して算定。

※ ラスパイレス指数の参考値は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値。

⑧ 平成24年を100とした場合の平均年間給与等の推移(行政職関係)

